

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

メンタル 「動じない心」や「ここぞの集中力」は、考え方から生み出されます。全盛期のタイガー・ウッズには「10秒ルール」がありました。ミスをして、素早くモチベーションを高め、自分でコントロールできる要素に集中し、10秒以内にミスの影響を遮断、次のショットに良い心理状態で臨むというものです。また、自分の成長をヨコで評価するか、タテで評価するかで、順調に伸びる人と伸び悩む人との差が大きくなります。ヨコ型の評価では、他人との優劣ばかりに捉われますが、タテ型の評価は過去の自分と現在の自分とを比較し、現状の自分に不足しているものが把握できます。米国スポーツ心理博士 布施努氏、Fole所載。

ヒント

税務 ミニガイド

その年の12月31日において、価額の合計額が5千万円を超える国外にある財産を所有している居住者（非永住者は除きます）は、その国外財産の種類、数量及び価額等を記入した国外財産調書を翌年の3月15日までに所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。



ジョウビタキ雄(千葉)

石井光美/オアシス

消費税の中間申告

□消費税の中間申告

消費税の課税期間は、原則として1年とされていますが、前事業年度（個人の場合は前年）の消費税（地方消費税は含みません）の年税額が48万円を超える場合には中間申告が必要となります。

なお、年税額が48万円以下の場合、中間申告は不要ですが、任意の中間申告制度があります。

□中間申告の回数

前事業年度の消費税の年税額が48万円を超え400万円以下の場合には、年1回の中間申告（確定申告と合わせて年2回となります）が必要です。

前事業年度の消費税の年税額が400万円を超え4,800万円以下の場合には、年3回の中間申告（確定申告と合わせて年4回となります）が必要です。

前事業年度の消費税の年税額が4,800万円を超える場合には、年11回の中間申告（確定申告と合わせて年12回となります）が必要となります。

□中間申告による納税額

中間申告により納付すべき消費税額は、中間申告が年1回の場合には、前事業年度の消費税の年税額の2分の1、中間申告が年3回の場合には、それぞれ前事業年度の消費税の年税額の4分の1、中間申告が年11回の場合には、それぞれ前事業年度の消費税の年税額の12分の1の金額となります。

なお、消費税の中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付する必要があります。

□仮決算による中間申告

中間申告をする場合、中間申告の対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、それに基づいて納付すべき税額の計算をすることもできます。

ただし、仮決算によって計算した消費税額が



○聖書には、「新約聖書」と「旧約聖書」とあるが、この「やく」は訳ではなく契約の約。「旧約聖書」はユダヤ教、キリスト教の正典。神との契約を伝える書で、天地創造やノアの箱舟などイエス誕生前の話が書かれている。「新約聖書」はキリスト教の正典。イエス・キリストの生涯、パウロの書簡、弟子達の記録など、イエス誕生後の話が書かれている。



マイナスになった場合であっても、還付を受けることはできません。

□精算

中間申告による納税額については、確定申告の際に確定申告による納税額から控除することによって精算されることになります。

その際、中間申告による納税額が控除しきれなかった場合には、還付されることになります。

□延滞税

中間申告による納税が納期限に遅れた場合には、確定申告による納税が納期限に遅れた場合と同様に、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じた延滞税がかかることとなりますので、注意が必要です。

□任意の中間申告制度

前事業年度の消費税の年税額が48万円以下で中間申告義務のない事業者が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付ができます。

なお、中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

e-Taxの利用状況と マイナンバー

この程平成27年度のe-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用状況が公表されました。

(1)概要 e-Taxは、平成16年より開始されていますが、昨年度の主な手続の利用件数は、一番件数が多いのが所得税申告で約950万件、利用率52.1%、次に法人税申告の約196万件、同75.4%です。さらに給与所得の源泉徴収票等の約189万件、同54.9%、法人消費税申告の約144万件、同73.4%、個人消費税申告の約66万件、同58.8%となっています。

(2)ICT活用率 この活用率とは、個人に限った所得税申告と消費税申告の総申告件数のうち、自宅などでインターネット環境を利用して申告書を作成した活用率をいいます。所得税申告では74%(前年比1.9ポイント増)、消費税申告では68.7%(同2.9ポイント増)となっており、年々

増加しています。

(3)税理士が書面で顧問先の申告書等を提出する場合 なりすまし防止のためマイナンバーの提出があったことを確認するための税務代理権限証書と、税理士の身元確認のため税理士証票の提示または写しの添付、さらに納税者本人のマイナンバーカードまたは通知カードの写しの添付が必要となります。次のe-Taxに比べると書面提出の場合は、相当わずらわしくなりそうです。

(4)税理士がe-Taxにより代理送信する場合 税務代理権限証書データや納税者本人の利用者識別番号の入力により代理権の確認がなされ、税理士自身の電子証明書により税務代理人の身元確認がなされ、さらに納税者本人の番号確認については一定の照会等が行われるため、マイナンバーカード等の写しは不要となります。

(5)e-Taxの新たな取り組み 一定の法人税法等による添付書類については、イメージデータ（画像）による提出も可能となる他、e-Tax受付日についても拡大が予定されています。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰しています。今日は私の個人的な事案でご相談に参りました。

A お久しぶりです。お元気そうですね。

Q 実は私の住んでいる家屋は12年前に私が自力で建てたものですが、土地は先祖代々のもので父親から無償で借りたものです。父とは別世帯で生計も一ではありません。

子供が増えて住宅が手狭になったので、現在の家屋を譲渡したいと考えています。土地は父親から相続時精算課税制度を活用し贈与して貰います。その後直ちに土地及び建物を譲渡したいと考えていますが、居住用特別控除の適用を受けることは大丈夫でしょうか。

A この場合、譲渡所得の課税に関しては、居住者が贈与により取得した資産を譲渡したときは、居住者がその資産を引き続き所有していたものとみなされることから、あなたが譲渡した宅地の取得時期及び取得価額について

贈与税における 土地の時価

は、父親の時期及び価額を引き継いでいるということで取り扱われます。したがって、長期譲渡の概算取得費控除の規定の適用となり

ます。

次に居住用財産の特別控除ですが、あなたが居住用敷地の用に供されてきたことから居住用財産の譲渡所得の特別控除を適用することで差支えありません。

また、宅地の取得時期が引き継がれていることから、あなたがその家屋に居住を開始してから10年を超える場合の譲渡に該当すれば軽減税率の適用があります。

最後に、受贈財産の時価ですが、父親から贈与を受けて直ちに譲渡するとのことなので、その贈与税の課税価格に算入する宅地の価額はその譲渡により実現した時価、即ち譲渡価額で取り扱われます。今回は時価は明瞭ですから、路線価で評価はいたしません。

事業と非事業の 判定と選択肢

不 不動産所得は、その不動産貸付が事業的規模かどうかによって、所得金額の計算上の取扱いが異なります。事業的規模の判定には、5棟10室基準があります。この基準を満たすと地方税の事業税の対象になるとともに、所得税では、賃貸用固定資産の取壊し除却などの資産損失、賃貸料等の回収不能による貸倒損失、事業専従者給与（事業専従者控除）、65万円の青色申告特別控除などの必要経費算入が認められます。

5 棟10室基準は形式的な基準なので、所得税では、実質的に事業と認められる実態があるか否かの社会通念上の判断に適えばよい、とされているので、形式基準を満た

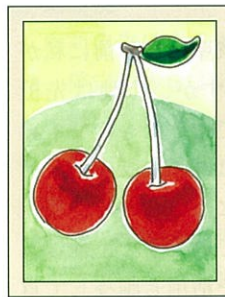
さなくとも事業的規模とする余地があります。

他 方不動産所得でない場合は、事業による所得は事業所得、業務（事業的規模以外）による所得は雑所得と分類されており、この事業所得か雑所得かによって、事業専従者給与（事業専従者控除）や青色申告特別控除などの必要経費算入、赤字の損益通算、損益通算後の青色欠損金の3年間繰越などの適用の有無が生じます。

事 業所得か雑所得かの判定は、サラリーマンの副業での赤字の損益通算の場面では是非を問われることが多そうですが、サラリーマンの副業も、退職して給与所得者でなくなり、年金生活者になって

からも引き続き営むものについては、最早や副業ではないので、判定のハードルは低くなります。損益通算に関しては、年金所得との通算は雑所得内でも出来ることなので、事業所得か雑所得かの区別に意味はありませんが、特に事業的規模に至らない不動産所得がある人の場合は、事業所得が赤字でも不動産所得から65万円の青色申告控除が出来るので相変わらず大きな意味があります。

日 経新聞に、「働いて年金満額もらう法」という見出しで、定年延長や再雇用ではなく、従来の勤務先との個人事業主として業務委託契約を結べば年金減額の在職老齢年金制度の適用を免れられる、とありました。この場合には、消費税をどうするというテーマにもなります。事業をめぐる判定のみならず、各人の処世にも関わる選択肢です。



3月、所得税の確定申告は15日までです。

普通のサラリーマンには縁のないような確定申告も対象者は意外に多く、医療費控除や盗難・災害等の雑損控除、年末調整後の出産や結婚、住宅ローン控除など税金が還付されるケースがあります。

3日は桃の節句。雛祭り。

「飾られて眠らぬ雛となり給ふ 平之助」

5日啓蟄、20日春分。

山は西からも東からも登れる。
自分が方向を変えれば、
新しい道はいくらでも開ける。

(松下幸之助)

3月の税務メモ

(国税)

- 2月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 28年分の所得税確定申告
- 28年分の贈与税申告
- 青色申告の承認申請（それに伴う専従者給与届等の提出）
- 28年分の個人事業者の消費税申告
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

10日
15日
〃
〃
31日
〃

(地方税)

- 2月分個人住民税特別徴収分の納付
- 28年分の個人住民税・事業税の申告（所得税確定申告者は申告不要）
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。